



秋厚労ニュース

NO1840号

2018年5月7日

秋田県厚生連労働組合

秋田市山王5-4-2

TEL 018(864)3341

FAX 018(864)3349

年間手当要求

団体交渉

2018年

6月19日

4月7日の中央委員会では今年度の「年間
手当要求」が決定しました。団体交渉は6月
19日（火）に行われることになりました。

会場：JAビル 8F 中会議室

(火) 13:30 中央委員会

(ストライキ権批准投票の閉票)

日 15:30 団体交渉

《年間手当に関する要求》

(本俸 + 調整手当 + 家族手当 + 世帯支援手当)
× 5.0ヶ月

	内訳	支給日	基準日
夏期	2.0ヶ月	7月15日	7月15日
年末	2.5ヶ月	12月15日	12月15日
年度末	0.5ヶ月	3月31日	3月31日

《58歳以上の不利益の改善に関する申入れ》

「年間手当8割支給・定期昇給の停止・
退職金の算定年数に58歳以上の在職年
数が含まれない」という「58歳以上の
不利益」改善について、今後の計画と進
捗状況を示すこと

ストライキ権批准投票

5/28(月) ~ 6/4(月)

4月7日の第6回中央委
員会では、年間手当要求に
関して各支部の討議結果を
集約し、話し合いが行われ
ました。
これを基に、今年の年間
手当の要求は「夏期2.
0ヶ月、年末2.5ヶ月、年
度末0.5ヶ月」に決定。
トータルで「5.0ヶ月」を
要求します。

58歳以上の 不利益改善へ

この日の中央委員会では
「58歳以上の年間手当を
100%支給してほしい」と
いう意見があまりまし
た。58歳以上の不利益改
善については申入れ書と
し、年間手当の要求とも
に経営側へ提出。不利益改
善も今回の交渉に盛り込ま
れています。

団体交渉に参加を

団体交渉は、6月19日
(火)、午後3時30分か
ら、JAビル8階中会議室
にて行われます。秋厚労は
団体交渉の日程をなるべく
早く決めるように努めてい
ます。今回も2ヶ月前に要
求書を提出。4月27日に
経営側から団体交渉の日程
への返答がありました。当
日たくさんの方が参加でき
るように、職場から代表を
送り出してください。
また団体交渉の翌日、各
支部で「早朝集会」などが行
われる予定です。これは当
日参加できなかった仲間と
情報を共有するために、大
きな役割を果たしています。

年間手当(ボーナス)5.0ヶ月要求